

宮津市人権教育・啓発推進計画（第3次） ※女性の項目のみ抜粋

2 女性

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）や、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数は、2024年（令和6年）の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は146か国中118位であり、諸外国と比べて低い結果となっています。

配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、2023年（令和5年）の京都府の調査では、29.5%（男性25.7%、女性34.1%）もの人が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答されていますが、宮津市におけるドメスティック・バイオレンス（DV）相談件数は減少傾向にあります。

今回の調査で、「女の子の場合」と「男の子の場合」それぞれについて、どの程度の教育を受けさせたいかを問うと、「大学・大学院」は「女の子の場合」は60.7%、「男の子の場合」は72.2%と、11.5ポイントの差がみられました。女子よりも男子に高い学歴をつけさせたいという考えは、女性の将来の選択肢を狭めることになり、女性の多様な生き方の実現を阻む要因となりえます。前回調査（2020年）に比べて男女の格差はやや縮小しているとはいえ、教育・啓発の課題は大きいといえます。

【取り組みの方向】

(男女共同参画及び女性活躍施策の推進)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することで、喜びと責任をともに分かち合うため、男女共同参画及び女性活躍の推進に関する施策を引き続き実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

(女性に対するあらゆる暴力の根絶・相談・支援)

ドメスティック・バイオレンス(DV)については、その根絶に向けて、関係機関との連携を一層強化し、引き続き、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支援に取り組みます。交際中の男女の暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重しあうための教育を推進します。

また、ストーカー行為(つきまとい等を反復してすること)やリベンジポルノ(元交際相手等への嫌がらせ)等の根絶に向けて、警察などの関係機関との連携、被害者の心理ケア等の適切な支援に努めます。

性暴力被害者に対しては、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、被害直後から総合的な支援を提供し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

DVやストーカー等の加害者に対しても、状況に応じて加害行為への気づきを与える指導・警告をするなど行為を抑止する働きかけなどに取り組みます。

また、令和6年度から設置しています宮津市こども家庭センターにおいて、妊産婦や出産後の女性への相談・支援を行います。

(ハラスメント対策)

市内企業に対してセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの啓発を行うとともに、関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を行います。